

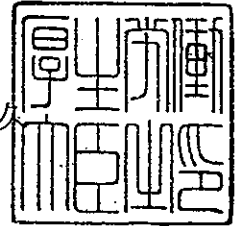
厚生労働省発職0220第4号

平成25年2月20日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一・第二 (略)

第三 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

均衡待遇・正社員化推進奨励金のうち、対象者が母子家庭の母等である場合に加算措置を行っている
正社員転換制度及び短時間正社員制度について、父子家庭の父についても加算の対象者とする事。

第四 その他

一 この省令は、平成二十五年三月一日から施行するものとする事。ただし、第一の一については、公布の日から施行するものとする事。

二 (略)